○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十月三日

文部科学大臣　松野　博一

上欄			中欄			下欄
名称	関係告示		所在地	地域		名称
東大寺領横江荘遺跡	昭和四十七年文部省告示第百十七号		石川県白山市横江町	一二四番、一二五番、一二五二番、一二五三番、一二五三番、一三二番、一三三番、一三三番、一三三		